令和5年度　日本脳炎ワクチン定期接種対象者表

☆お子さまの年齢から、通常の定期接種対象者または特例対象者に該当するかを確認しましょう☆

※出生年度は、4月2日から翌年4月1日までを指します

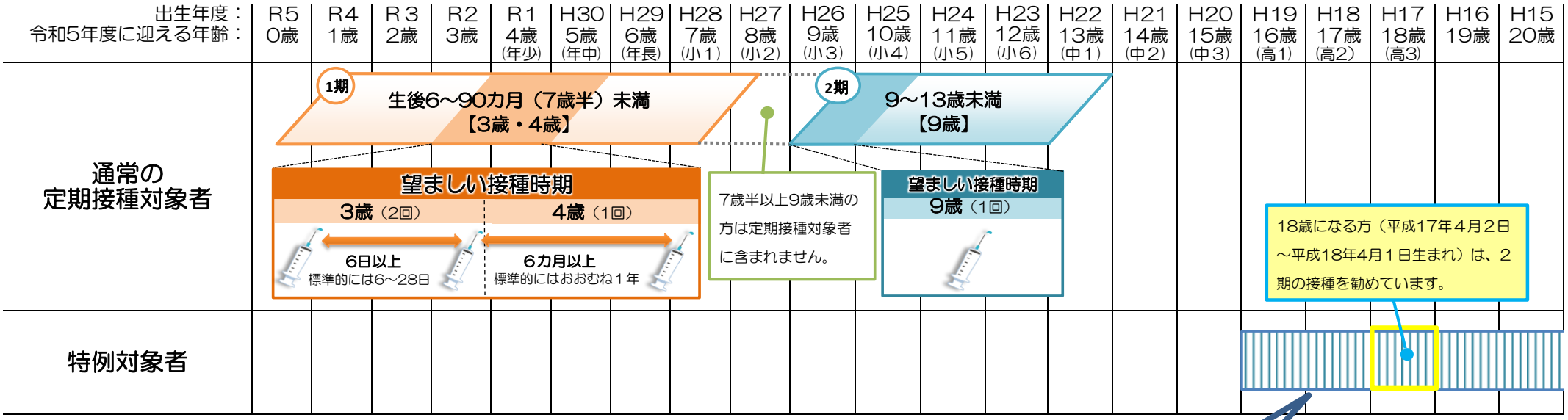

特例対象者	☆平成15年4月2日～平成19年4月1日生まれの方 ⇒20歳になるまでの間に4回の接種のうち不足分を定期として接種できます
全く接種していない方	●6日以上（標準的には6～28日）の間隔をおいて2回、2回目接種から6カ月以上（おおむね1年）おいて3回目を接種 ●4回目は9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上おく※
1回～3回接種している方	●6日以上の間隔をおいて計4回のうち不足分を接種 （ただし4回目は9歳以上で接種）※

※接種回数や接種間隔については、年齢や中断の状況により、接種する医師の判断となりますので、医師と相談して接種してください。